

2009年度大津市予算編成にあたっての政策要望

日本共産党大津市会議員団
日本共産党大津湖西地区委員会

はじめに.....	3
(ゆきづまりを深める財界・アメリカ言いなりの政治)	3
(地方構造改革は地域と自治体に何をもたらしたか)	3
(原材料や諸物価値上げから市民の営業と生活を守る)	4
(国民が構造改革路線の転換を求めて政治を動かす)	4
(第2期目片市政と今日の市政の役割・課題)	4
【政策調整部】	5
(1) 庁舎は移転新築ではなく、免震改修を検討すること	5
(2) 男女差別の解消と男女共同参画条例の制定を	5
(3) 地上デジタル放送移行の延期を求めることについて	5
(4) 同和対策の完全終結を求めることについて	6
(5) 志賀地域栗原地先の旧大型産廃施設跡地利用について	6
【総務部】	6
(1) 憲法を生かし、平和守る市政へ	6
(2) 官製ワーキングプアをなくすために	6
(3) 公共料金値上げを行わないこと	6
(4) 外部「事業仕分け」でなく、住民本位で事務事業の充実・発展を	6
(5) 中核市への移行を市民サービス向上の契機に	7
(6) 清潔で公正・公平な市政の推進を	7
(7) 市民本位の真の国際交流の進展を	7
(8) 不祥事をなくし住民本位の民主的職員体制の確立を	7
(9) 所得再配分を保障する公正な課税、年金天引きの中止を	8
(10) 事業の民間委託について	8
(11) 市民の命と安全を守る防災対策の充実を	9
【市民部】	9
(1) 市民相談・消費者保護活動の充実を	9
(2) 安くて良質の葬儀事業の充実を	9
(3) 支所機能の充実を	9
【福祉子ども部】	10
(1) 地域で生き生きと暮らせる障がい者福祉の前進を	10
(2) 安心して子育てができるまちづくりを	11
(3) 格差と貧困をなくす社会保障の充実を	13
【健康保険部】	14
(1) 命と健康を守る健康保険の運営を	14
(2) 社会で支える介護へ介護保険制度の改善を	16
(3) 地域での福祉・保健医療制度の充実を	18

【市民病院】	18
(1) 地域医療を守るために、国の医療費抑制策の改善を	18
(2) 公的病院として、市の独自の支援強化を	19
(3) 患者負担の軽減・安心できる医療への取り組みを	19
(4) 医師不足・看護師不足の解消へ、条件整備を	19
【産業観光部】	20
(1) 原油や原材料の高騰のもとで、くらしと営業を守る	20
(2) 地域の雇用を守る取り組みを強化すること	20
(3) 地域経済の担い手、中小商工業者への支援強化を	21
(4) 安全な食料等を地域で供給できる農林水産業の振興を	21
【環境部】	22
(1) ゼロウエイスのまちづくりへ—本格的なゴミ減量を	22
(2) 家庭系ゴミの有料化中止を	23
(3) 市民共同で動物愛護の推進を	23
(4) 市民本位の産業廃棄物行政の推進を	23
(5) 地域環境整備事業の見直しを	23
(6) 地球温暖化防止、琵琶湖と環境保全の取り組みを	23
【建設部】	24
(1) どこでも住み続けられる街へ、公共交通の充実を	24
(2) 下水道使用料の値上げを中止すること	24
(3) 道路、鉄道などのバリアフリー化を	24
(4) 生活道路の整備促進と通過交通対策について	25
(5) 大戸川ダムの建設中止、淀川水系の事業見直しについて	25
(6) 認定団地の環境改善を	25
【都市計画部】	25
(1) サイエンスパークの残区域の土地購入は行わないこと	25
(2) 歴史と自然を生かす景観保全の推進を	25
(3) 住民が主人公のまちづくりを	26
(4) 安心して住み続けられる公共住宅を	26
(5) 民間住宅の安心・安全確保を	26
【教育委員会】	27
(1) 教育施設の耐震化や整備・改修の促進を	27
(2) 競争教育を改め、どの子にも行き届いた教育を	28
(3) 公民館などの社会教育施設整備と利用促進について	28
(4) 行政の教育現場への介入をやめ、民主主義を守る教育を	29
(5) 子どもの人権を保障する教育活動への支援を	29
(6) 教育費保護者負担の軽減を図ること	30
(7) 障がい児教育の充実を図ること	31
(8) 幼稚園教育の充実を	31
【消防局】	31

(1) 消防力の抜本的な強化を図ること	31
(2) 自主防災組織等への支援を強化すること	31
(3) 市町村消防の広域化に反対すること	31
【企業局】	32
(1) 水道料金の値上げを行わないこと	32
(2) おいしい水の安定供給を継続するために	32
(3) ガス料金安定の企業努力を	32

はじめに

(ゆきづまりを深める財界・アメリカ言いなりの政治)

安倍内閣に続き福田内閣も 1 年ほどの在任で 2 代続いて政権の投げ出しという事態となったが、これは現在の政治の行き詰まりを象徴的に示している。

この間政府が進めてきた、アメリカ言いなりで自衛隊をイラクやアフガニスタンに派遣をするという戦争支援に対して、過半数の国民が反対しており、日米同盟を世界的な戦争に共同で対処するための在日米軍基地の再編強化に対しても、沖縄や岩国、横須賀や座間など全国各地で自治体首長も含めた反対運動が広がっている。また、自民・公明はもとより民主党も進めようとしている憲法改悪に対しては、今年の憲法記念日の世論調査では、憲法改悪に反対を表明する世論が改憲を上回るなど、平和を守ろうとする国民の世論が大きな力を発揮しつつある。

経済と暮らしをめぐる問題では、アメリカでのサブプライムローンの破綻をきっかけとする金融危機の広がり、金融ビッグバンなどと言って銀行や証券会社の垣根を取り払い日本経済の金融化を進めてきたやり方が、経済を投機化するものであり、健全な経済の発展を阻害し、実体経済にも悪影響を与えるものであることを示した。

構造改革の政治は、一握りの大企業や大資産家などにばく大なもうけと富の蓄積をもたらし、資本金 10 億円以上の大企業の内部留保は 218 兆円（労働総研）にも達しているが、一方で労働者の賃金は 9 年間連続低下、年収 200 万円以下のワーキングプアは 1000 万人を超え、非正規雇用が労働者の 3 分の 1 を占める事態となっている。

また、本来国民の暮らしを支えるべき社会保障は、毎年 2,200 億円の予算抑制によって、医療・介護・福祉などのあらゆる分野で、人材不足などを招き、必要な人が必要な福祉サービスを受けられないという深刻な事態を引き起こしている。

これらのことが日本経済をとりわけ脆弱なものとしており、国民的、本格的な経済発展に大きな障害となっている。大企業のもうけ中心ではなく、国民生活や中小企業の経営を潤してこそ、しっかりとした内需に支えられた経済をつくることができるし、おおもとからの政治の転換が必要となっている。

(地方構造改革は地域と自治体に何をもたらしたか)

構造改革の一環として進められてきた地方構造改革は、国民や中小業者・農業者などに対して、医療・福祉・教育などの国庫負担の切り下げ・行政サービスの切り下げと増税を押しつけ、「応益負担」「給付と負担の公平」などを口実とする負担増を押しつけてきた。これらを制度的な面で進めたのが、「合併」や「三位一体の改革」、職員定数の削減と民間委託・指定管理などの「市場化」、「行

財政構造改革」であった。

これらは、地方財政危機を招くとともに、地域経済の衰退を生み出してきた。今、まちづくり三法の改正や地方債の繰上償還など、若干の手直しが行われているものの、地方自治を壊してきた従来のやり方に反省をしなければ、地域経済や住民生活の疲弊は食い止めることができない。

住民生活を支えて、安心できる医療・福祉・教育などを実現していくことが最優先で取り組まなければならないし、そのために必要な人材の確保、大企業への行き過ぎた減税を見直すとともに、地方交付税などの総額確保など地方財源の確保を図ること、大型店の出店や無秩序な開発に自治体が適切に規制を行うことができるような、地方自治の拡充こそが必要である。地方自治を破壊する道州制の導入などはやめるべきである。

(原材料や諸物価値上げから市民の営業と生活を守る)

現在、原油価格の異常な値上がりや穀物をはじめ様々な原材料の値上げが、中小企業や市民生活を直撃している。すでに、昨年(2007年)度末には、低所得者や福祉施設などへの燃料代補助が国の交付金などを使って行われたが、市民生活は依然として深刻な状況が続いている。これらの物価高騰は自然現象ではなく、国際的な投機資金が原油をはじめとして穀物や様々な原材料などに注ぎ込まれて、諸物価を押し上げる一方で、巨額の利益を上げるヘッジファンドなどが存在している。国際的な投機の規制、投機に対する適切な課税などによって、価格を抑制することとあわせて、国民生活を支えるために、中小企業や零細事業者、国民生活に直接的な支援を行うべきである。

また、このような事態の中で、国や自治体は、大銀行や大企業などを救済するのではなく、国民生活・市民生活を守る確固とした立場に立ちきって、政策を展開する必要がある。大津市でも、行革プランなどによる公共料金の値上げ、とりわけ当面している水道・下水道料金などの市民生活に密接に関わる値上げを凍結すべきである。

(国民が構造改革路線の転換を求めて政治を動かす)

政治のゆきづまりを打開する大きな国民的な力が立ち現れてきている。この間、滋賀県ではびわ湖空港問題や新幹線新駅建設問題、そして芹谷ダムの建設中止など、無駄な公共事業をストップさせてきた。また、昨年(2007年)度県が打ち出した財政構造改革プログラムについても、福祉医療の削減に反対する障がい者の運動をはじめ、県下自治体の首長・議会などによる反対の意見書提出などによって、大きな後退を食い止めたり、私学助成の削減中止を求める高校生自身による2千人規模の県庁前集会が開かれ、削減幅が縮小されるなど、福祉や教育を守る運動が大きな力を発揮している。

国政でも、後期高齢者医療制度の廃止を求める運動が、参議院での廃止法案を可決させる力になったり、全国で違法な偽装請負を告発する動きが、人間をもの扱いする派遣労働への規制へと流れを作り出すなど、ここでも、これまで続いてきた大企業のもうけ第一・地方自治破壊の構造改革の政治を転換する、大きな流れの変化が生まれている。

日本共産党は、これらの政治の転換を求める世論や運動と共同を広げて、国政でも地方政治でも国民本位の政治を拓くために奮闘する。

(第2期目片市政と今日の市政の役割・課題)

今年1月に行われた大津市長選挙は、現職の目片市長が庁舎建設やダム建設などに関わる従来の

主張をトーンダウンさせながら、一方で子育て支援や福祉など、市民要求にそった公約を掲げることによって、新人女性候補を僅差でふりきって当選を果たした。

私たちは、この選挙で市長が掲げた積極的な公約については、早期に実現が図られるよう求めるとともに、激動の情勢の中で、大津市が自治体としての積極的な役割を果たしていくように、何よりも今日求められている市民の命とくらし第一の市政が進められるよう、引き続き取り組みを強めていきたい。

大津市は、来年 4 月に中核市に移行することが決まっております、保健所行政や廃棄物・景観行政などを実施することになるが、権限が拡大したことによって、国や県とも対等に意見を交わし、市民生活の実態から出発して政策が組み立てられ、くらしの安心が確保されるように求めるものである。日本共産党は、この立場で論戦を行うとともに、新年度の予算編成に当たって、次のような政策項目の実現を求めるものである。

【政策調整部】

(1) 庁舎は移転新築ではなく、免震改修を検討すること

庁舎の耐震化について共産党市議団は免震工法などを使っての耐震改修計画の見直しを一貫して提案してきた。免震改修には問題があるなど根拠のない理由でまともに検討されていないが、専門家によるまともな検討も行われないうまま、新築先にありきでは、市民的な納得を得られるものではない。

大量の廃棄物を出す新築ではなく、今ある建築物・構造物を補強しながら長持ちさせて使っていくという方向で、このような手法を検討・駆使して、庁舎の耐震化を図るべきである。

なお、庁舎建設基金の目標が 15 億円から 50 億円程度に増額されようとしているが、一方的な計画の変更は許されるものではない。市民や議会への説明が必要である。

(2) 男女差別の解消と男女共同参画条例の制定を

国連で女性差別撤廃条約が採択されて、来年で 30 年となり、この間 5 回にわたって政府報告が国連女性の権利委員会で行われ、2003 年の審査では、男女共同参画基本法や計画の推進などが評価されはしたものの、固定的性役割が解消されていないことや間接的差別撤廃のための啓発を強めることなどが指摘されている。この間の国内での取り組みは遅々として進まず、男女の賃金格差は正社員でも 65%、パートを含めれば 5 割、女性の管理職の比率ははまだ 1 割など、差別解消に向けた取り組みの、いっそうの強化が求められている。

同時に、新しい歴史教科書を作る会などに代表される「靖国派」などが、憲法 24 条に基づく両性の平等、女性差別の撤廃を社会の目標にすることそのものを敵視し、自治体の男女共同参画計画や事業を後退させようとするいわゆるバックラッシュも指摘されている。

大津市では、条例制定に向けての取り組みを強めるとともに、女性幹部の登用や男女平等の実質的な推進のための啓発活動、女性団体への支援強化、女性センターの充実など取り組みの前進を求めるものである。

(3) 地上デジタル放送移行の延期を求めることについて

2011 年の地上デジタル放送への全面移行を延期するよう国に求めるとともに、必要な共聴施設のデジタル化への財政的支援や、低所得者への移行支援などを国と自治体の責任で行うこと。

(4)同和対策の完全終結を求めることについて

同和施策の一般施策への完全移行を実施するために、県の事業を含めた特別対策を終結させるとともに、地域文化交流会館（隣保館）を廃止すること。

(5)志賀地域栗原地先の旧大型産廃施設跡地利用について

志賀地域の栗原地先の元大型産廃処分場予定地の跡地利用については地域の要望に基づく「自然公園」などとして活用するよう県に求めること。

【総務部】

(1)憲法を生かし、平和守る市政へ

国民世論は、改憲反対が賛成を 15 年ぶりに上回り、とりわけ 9 条については改憲反対が 60%と賛成 31%の 2 倍に達している。イラク戦争が破綻をとげるもとで国際紛争の平和的解決を理念とする憲法 9 条の値打ちが再確認されている。にもかかわらず、自民、公明、民主などは憲法改憲の動きを強めている。大津市として国連憲章に基づく「平和のルール」を厳守し、平和で公正な市政へと力を注ぐこと。

また、2010 年には NPT の見直しの国際会議が予定されているが、核兵器の廃絶への取り組みが引き続き重要な問題となっている。ふるさと都市恒久平和都市宣言をした市として、核兵器の廃絶・不使用や非核三原則の堅持などを広める平和行政を強めること。

(2)官製ワーキングプアをなくすために

最近行われた自治労の調査では、自治体における非正規雇用は約 3 割と言われている。大津市でも約 3 分の 1 が非正規雇用で占められており、常時必要な業務については、原則正規雇用へと改善すべきである。

また、非正規雇用についても、経験年数や業務の専門性を考慮した「均等待遇」とすべきである。

また、公共事業や委託事業などでの労働条件を確保するために、函館市などで行っているような、国の標準作業賃金の準用を行って、下請け賃金の確保を図ること。

また、早期に「公契約条例」を制定するよう検討・準備を行うこと。

(3)公共料金値上げを行わないこと

2009（平成 21）年度は、水道、下水道料金の値上げが予定されている。また、電力料金の値上げも確定的となっている。中期財政計画でも手数料・使用料の見直しを示唆しているが、個々の事業者の理屈は成り立ったとしても、受け手の住民の暮らしを圧迫することは必至である。故に公共料金の値上げは行わないこと。

(4)外部「事業仕分け」でなく、住民本位で事務事業の充実・発展を

今年度、大津市は 20 事業について「事業仕分け」を実施した。しかし事業仕分けは、住民自治の基本となる主権者住民の排除につながりかねず、担当者の説明の善し悪しや評価者の価値観で、評価が左右されたり、行政チェックのために住民代表として選出されている議会の軽視につながるな

どの問題点がある。地域住民と議会、行政が、長い時間をかけて作り上げてきた事業は、自治体の特色や独自性が最も反映されており、これらを見捨てて短時間で事業を仕分けることは、住民自治の侵害ともなりかねない。必要な事業の見直しは、住民本位に大津市が主体的に行うべきである。

(5)中核市への移行を市民サービス向上の契機に

大津市では、2009 年からの中核市への移行を予定している。中核市では保健所の諸事業を行うほか、産業廃棄物の許認可や規制などを行うこととなる。

- 中核市移行に伴って、たとえば、精神障がい者の支援活動など保健衛生行政と福祉行政との連携の強化で、市民福祉の向上に寄与できるよう、検討を進めること。
- 保健所の施設については、無償で借り受けができる要件と交渉を行うこと。
- また、市内 70 カ所に及ぶ産業廃棄物の不法投棄などをこれ以上増やさないように、監視体制を強めるとともに、先進都市では、産業廃棄物の内容から排出企業を特定し、排出者責任を明らかにして不法投棄の是正をさせるなどが行われている。これまで以上に環境保全の取り組みが前進するように、必要な予算の確保や専門家の配置など検討を行うこと。
- 中核市としてこのような施策の充実が図れるように、必要な財源の確保を国に求めること。
- また、中核市になると、大津市への県の事業費負担を減らすなどの問題があるが、大津市民も県民として納税しているのであり、不当性を訴えて、県としての責任を果たすよう求めるべきである。

(6)清潔で公正・公平な市政の推進を

中核市への移行により外部監査などが実現するが、行政から独立した勧告などができるオンブズマン制度などの導入を検討し、市民本位の市政を推進すること。

入札の公正を確保するための「受注希望型指名競争入札」制度について、検証を行うとともに、低入札価格調査制度などの導入についても検討すること。

地元中小零細業者の営業を支援するためにも、「小規模登録事業者制度」の導入を検討すること。
(産業観光部再掲)

(7)市民本位の真の国際交流の進展を

議会や市幹部による姉妹・友好都市との交流が頻繁に行われているが、特権的な海外旅行をやめ、市民的なレベルでの国際交流を支援すること。

最近、自衛隊の最高幹部が、かつての戦争を合理化する論文を発表して辞任するという事件が起きたが、平和のための戦争展など、かつての戦争の悲惨さを伝えるとともに、加害の歴史についても伝えるなど正しい歴史認識を広め、真の国際交流、平和的な市民交流を発展させること。

(8)不祥事をなくし住民本位の民主的職員体制の確立を

①不祥事をなくす住民本位の組織運営を

相次いでいる職員の不祥事は、社会情勢の反映もあるが、職場の中での多忙化やものの言いにくい職場環境などの問題もあると考えられる。精神主義の押しつけや職員の基本的人権を抑圧するような職場管理強化ではなく、民主的な職場づくりを進めるべきである。

市民奉仕の行政機構を築いていく上でも、職員の能力主義評価賃金の見直し、長時間・過密労働の見直しとメンタルヘルスへの取り組みを強める必要がある。

市民サービスへの公的責任を果たしつつ、質の確保を図るためにも、安易な民間委託や人減らしをやめ、消防防災や介護・保育など必要な分野への職員配置を適切に行うこと。

行政窓口の接遇などについても、市民の人権を守り、市民の立場にたった改善を図ること。

②国からの天下りの受け入れ中止を

住民自治、団体自治に立脚した大津市政を進めていくためにも、国土交通省などからの天下りの受け入れを中止すること。

法律や政令の運用などについては、住民の生活の実態や要望をふまえて、大津市としての自主的な有権解釈を確立し、国に対して改善の意見を述べることや、市民生活の向上に努めること。

(9)所得再配分を保障する公正な課税、年金天引きの中止を

①庶民増税ではなく、大企業などに適正な課税を

近年、税源移譲などに伴う低所得者の課税の強化が進められ、所得に応じた累進課税の原則が壊されてきている。また、低所得者ほど負担の重い消費税の増税も検討されている。

定率減税の廃止・各種控除の廃止縮小など市民生活圧迫の庶民大増税ではなく、税収の低下している高額所得者の税率の回復や、法人税率を元に戻すなど、公正な税体系確立を国に求めること。

また、公共事業に協力しての住宅の移転建設や、退職で所得が著しく低下した世帯など特殊な事情に対応して、固定資産税の減免・猶予などを行うこと。

②年金天引きの中止を

今年の4月からの、後期高齢者医療の保険料の年金天引きに続き、今年10月からは、65歳から74才の高齢者の国民健康保険料も年金からの天引きが始まった。高齢者からは「勝手に年金から引くのは許せない」と怒りの声が広がり、全国で不服審査請求が行われている。これに連動するように、65才以上の住民税が来年の10月から年金天引きされる予定となっている。住民税の特別徴収については、振り込みや納付書による納付などの選択肢もなく、前納奨励金の制度も利用できなくなるなど、この点でも高齢者を差別するものでやめるべきである。

(10)事業の民間委託について

昨年(2007年)伝統芸能会館やスカイプラザなどが指定管理され、指定管理による経費節減の効果は8億円、そのほとんどが人件費である。正規雇用が非正規雇用となる、人数が削減される…などで、住民サービスや安全面について問題がないか、市として責任を持って研修・管理の徹底・チェック体制の確保を図ること。

また、3年～5年ごとの契約のため、雇用も短期の契約で不安定な雇用をせざるをえない。これを見直して雇用の継続・安定化を図るべきである。

また、住民の声が反映できるように、住民参加の運営協議会を設置するなど検討すること。

指定管理者の指定にあたっては、公平・公正が確保されるように、市幹部や議員などの利害関係者の指定は行わないこと。

また、新規公共施設の建設にあたってPFI方式の導入をめざしているが、安易な導入は市民サービスの低下と税のむだづかいにつながるもので、PFI方式の導入は行わないこと。

(11)市民の命と安全を守る防災対策の充実を

①災害時の情報提供や避難所の整備について

県指定の河川に続いて市内普通河川についても河川ごとのハザードマップを作成し、住民への情報提供を行い、非常時の連絡方法、避難誘導方法などの計画を策定すること。

洪水時・地震時の避難所の整備を進め、学校など避難所での仮設トイレの備蓄や障がい者用トイレの整備などを進めること。

福祉避難所となっている児童クラブなどのバリアフリー化、障がい者用トイレの整備などを、この面からも進めること。

②防災無線について

防災行政無線・同報系無線装置の整備については、設置場所の景観、騒音、費用対効果を勘案し再考すること。

また、公共放送による緊急事態の情報伝達、メールによる通報などを活用されたい。

旧志賀地域での防災行政無線が、JR 運休情報等で再度活用されることとなったが、一番必要な通勤・通学時間に放送されず、新学期はメール配信の準備もないため、伝達の手段がない。防災行政無線の活用時間を、通学・通勤時間（特に朝）まで延長すること。

【市民部】

(1)市民相談・消費者保護活動の充実を

市民の要望が強い「女性の悩み相談」、「法律相談」のいっそうの拡充を行うこと。

近年急激に増加している、振り込め詐欺や悪質訪問販売・マルチ商法などの件数の増加に対応できるように、消費者センターの相談員の正規職員化、増員や研修の強化など、体制の充実を図ること。

公共料金や税の滞納などに現れる多重債務者への解決を支援する庁内外のネットワークをつくることや相談窓口の設置、支援をする職員の研修など、多重債務と生活再建への支援を強化する必要がある。（福祉子ども部再掲）

(2)安くて良質の葬儀事業の充実を

良質で安価な葬儀を望む市民の要望に応えるために、市営葬儀のいっそうのサービス向上を図ること。

大津聖苑に続いて、志賀聖苑でも市営の葬儀会館の整備を図り、事業の充実を図ること。

(3)支所機能の充実を

「一学区一支所」は大津市の特色を生かした制度であり、支所機能のいっそうの充実を行うこと。

支所（拠点となる支所でも可）で福祉や保険制度の相談などが受け付けられるようにするとともに、児童クラブ、保育所、幼稚園等年度途中の申請についても、小さい子どもを抱えての本庁での申請は困難であり、大津市全域の支所で受付等すること。

造園業者の剪定枝などクリーンセンターへの持ち込みについても、支所で許可を行うこと。

支所長の嘱託職員化については、重責を担う職務でもあり、実情をふまえて配置について検討を行うこと。

【福祉子ども部】

(1)地域で生き生きと暮らせる障がい者福祉の前進を

①障がい者自立支援法の市独自の負担軽減を

障がい者や家族にとって大きな負担となっている障がい者自立支援法は、政府も批判の大きさに、「特別対策」（2007年度）と「緊急措置」（2008年度）によって一定の負担軽減策を講じたが、対象外の人々が依然として多数存在し、根本的矛盾は解決されていない。

- 応益負担の撤回を国に求めるとともに、市として可能な支援、東近江市などのような、通所自己負担への公費全額助成を実施すべきである。

②障がい者の権利条約の批准と国内法の整備を

一昨年（2007年）12月の国連総会で採択された障がい者の権利条約には、100を超える国が署名。今年5月に批准国が20を超えて、条約が発効した。日本政府も昨年（2007年）9月に署名して、現在批准に向けて準備作業を進めている。障がい者自立支援法は、応益負担によって生きることそのものに負担をしなければならないために、必要な支援が受けられない。また施設利用料の滞納や退所者が出る現状などは、条約の精神からいっても廃止すべきである。

- 難病患者をはじめ、すべての障がい者が福祉施策の対象となるよう障がいの定義を見直すこと、障がいのあるすべての人を対象にした「総合的な福祉法」（仮称）の制定、平等を保障するための「障がい者差別禁止法」（仮称）の制定などを急ぐよう求めるべきである。
- また、大津市としても「障がい者差別禁止条例」の制定や、障がい者福祉計画での具体化などに取り組むよう、検討すべきである。

③地域で自立して生活できる障がい者支援施設の整備・充実を

施設や事業所の日額報酬による報酬切り下げが、人材確保やサービスの質の低下など深刻な影響を与えている。施設職員の非正規雇用が、支援法前の40%から53%に増えたと報告されている。

その中で、来年度より新体系になる通所施設が多くなり、それに伴い、さらなる報酬単価の減少で存続の危機となる施設が出てきている。基盤整備もまだまだ不十分である。これらの点について、大津市独自の支援を行うことが求められている。

- 現在、やまびこ園は定員いっぱいとなっている。必要とする児童がすぐに療育が受けられるよう、当面は大津市北部地域の児童デイサービス施設「わくわく」の整備・充実を図り、早急に南東部地域に「第二やまびこ園」を開設すること。
- 安定的な仕事確保のため、福祉施設へ大津市の関連事業の委託を増やすこと。

障がい者の移動や自立した生活の保障となる移動支援事業・日中一時支援事業は、利用者のニーズが高いにもかかわらず、実施している事業所が少ないために十分な対応ができていない。

- 充実に向けて、事業を行う事業所を増やすためにも、場所の確保や市独自の、さらなる報酬単価の上乗せなどの対策を取ること。
- また、障がい者自立支援法や物価高で障がい者の負担が増えている中、一昨年（2007年）削減されたガソリン・タクシーチケットなどの独自施策を元に戻すこと。

④精神障がい者福祉の充実を

障がい者自立支援法により身体障がい、知的障がいとともに制度的に一元化された精神障がい者に対する支援制度は、まだ不十分である。

- 運賃割引制度を身体、知的と同様にすることや、雇用の実態把握を早急に行い、雇用の促進のための手立てを行うこと。

障がい程度区分の判定に実態が正しく反映されていない現状を改め、必要なサービスが受けられるよう基準を見直すなどが必要である。

- 真に施設・病院からの地域への移行が進むように、「精神障がい者退院支援施設」を撤回し、精神障がい者の相談支援活動や住まいの確保を進めること。
- これらの改善を国に求め、市として実施できる施策の検討を進めること。

⑤グループホーム・ケアホーム設置に、用地提供や公営住宅の提供を

障がい者が地域で自立した生活を営んでいくために、障がい者グループホームやケアホームの充実是不可欠である。設置促進のために、公共用地の提供をはじめ公営住宅の利用促進など、特別の手立てを講じて取り組むべきである。

(2)安心して子育てができるまちづくりを

①子どもの医療費無料化の拡充を

子育て中の若い世代の不安定な雇用、増税・社会保障切り捨ての中で、出産費用、子どもの医療費、保育料など、子育て世代の家庭における経済的負担は年々大きくなっている。大津市は県に先駆けて、就学前まで医療費助成の対象を広げてきたが、2009 年度に県は新財政健全化プログラムによる所得制限引き下げを行うとしている。撤回を求めるとともに、大津市では引き続き、所得制限なしに医療費助成を行うこと。

市長選挙の公約である、就学までの子どもの医療費を完全無料化すること。

さらに中学校卒業までをめざして、対象年齢の引き上げを図ること。

また、全国の自治体での取り組みが広がっていることから、国の施策として子どもの医療費無料化を実施するよう、要望すること。

②妊産婦無料健診券を増やし安心して出産できる支援を

妊婦健診は保険がきかず、1 回あたりの自己負担額は、5,000 円から 10,000 円ほどになる。2008 年度に妊産婦無料健診券が 8 枚まで拡充されたが、以後計画的に 14 回分の健診を無料にすること。

14 回分の健診を、国の制度として無料にするよう強く要望すること。

県下の周産期・新生児の死亡率が依然として高率となっている。公的病院や医療機関のネットワークを強めて、周産期医療、新生児・乳児医療の充実を図ること。

③保育所待機児童解消への保育園整備を

大津市では、毎年保育園定数を拡大しているにもかかわらず、年度途中には約 200 名を超える待機児童が発生している。

人口あたりの保育園設置数が他市と比べても少ない実態から、東部地域での公立保育園の建設を

進めるとともに、堅田や中北部、晴嵐や膳所など特に不足している地域での保育所整備を計画的に進め、すし詰め保育、待機児童の解消に強力に取り組むこと。

④公的保育を堅持し、保育条件の整備を

現在国において公的保育を解体し、営利企業等の民間への契約制度を進めようとしている。保護者の経済力に関係なく、希望するすべての子どもが良質の保育を受けることができる公的保育制度を堅持するよう、国に求めること。

一時保育、休日保育、病児保育、障がい児保育など、多様化する保育ニーズに対応し、どの子ども平等に発達し成長する権利が保障されるよう、適切な保育環境を確保すること。

保育園の老朽化施設の計画的な整備と、耐震化を早急に進めること。

認定子ども園については他の保育施策との均衡を保つため、保育料や施設整備など公的保育の基準を準用するなど、適切な指導を行うこと。

大津市の保育園の保育料は、近畿の県庁所在地では、京都市に次いで2番目に高い保育料である。子育て世帯の経済的負担を軽減するために、大津市としても保育所運営費を増やし、保育料を引き下げること。

また、保育料を条例に位置づけるとともに、急激な所得低下などに対応した保育料の減免を行うこと。

⑤児童クラブとしての役割が果たせる施設、保育条件の整備を

子どもや指導員に負担を強いる71人以上の大規模児童クラブについては、国の放課後児童クラブガイドラインに基づき、分離が進められているが、2つめの施設についても手洗い・トイレ等、生活するのに必要なものがそろった施設とすること。

狭隘化、老朽化が進む施設や男女共用のトイレなど、計画的な施設の整備・改修を行うこと。

指導員の給与がわずかながらも昇級するようになったことは、積極的に評価できるものであるが、依然として生活できる給与と言えるものにはなっていない。労働条件の改善は急務であり、指導員が安定的身分で、安心して働き続けられるよう検討を進めること。

指導員の定期的な研修を行うとともに、研究活動などに支援を行って指導員の資質向上に努めること。

この点からも、事業仕分けで示された民間委託を行うのではなく、直営を堅持すること。

⑥一人親家庭に対する子育て支援の充実を

母子家庭、父子家庭など一人親で子育てしている家庭にとって、経済的負担に加えて、精神的にも負担が大きくなっている。現在母子自立支援員・家庭相談員が配備され、相談内容も多様化・深刻化し、緊急対応を求められることもしばしばである。

- 個々の事例にきめ細やかに対応するためにも、相談員の増員や労働条件の改善を図り、支援体制を強化すること。
- 自立支援とともに、安心して生活が営めるよう公営住宅への入居など住居の確保に対する支援策を講じること。
- 5年間継続して児童扶養手当を受給している母子世帯に対して、児童扶養手当が最大半分に削減される。就労や社会保障などの支援を受けてもなお、厳しい生活を余儀なくされている母子家庭の

水準を引き下げるべきではない。

- また、生活保護の母子加算の削減をすることは、母子家庭の自立をさらに困難にするものである。加算の削減をやめ、一人親家庭に対する経済的支援を充実させること。
- DV 被害の根絶へ啓発を進めるとともに、関係機関との連携や民間シェルターへの支援を図るなど、対策を充実すること。

⑦児童虐待や育児ノイローゼなどを解消する、支援ネットワークの充実を

全国で子どもをめぐる痛ましい事件が後を絶たず、大津市でも、子育ての孤立感などによるノイローゼや育児放棄・児童虐待などが深刻な問題になっている。子育ての苦労や不安を解消するために自主的な「子育てサークル」などの取り組みが広がっているが、場所の確保や指導者の確保などに苦労をしている状況も見られる。このような市民の取り組みに対して、積極的に支援を行うべきである。

0 歳から 18 歳までの成長期を、トータルしてみることでの子育て支援を視野に、子どもだけでなく、保護者も含めて児童相談所、保健所、子育て支援センター、医療機関などの関係機関とのネットワークを結び、子育てに対して適切なアドバイスや支援ができるシステムをつくること。

現在、明日都浜大津に開設されている子育て支援センターを、南部、東部にも開設すること。

⑧児童館の計画的な充実、中高生の居場所づくりを

競争社会の中で子ども同士の関係が希薄になっている中、子どもが異年齢での遊びや活動を通して豊かな心と体を育めるよう、児童館を計画的に建設すること。

とりわけ、次世代育成支援行動計画で位置づけられた東部地域での児童館建設を具体化すること。

全国的に若者たちを中心に、アクションスポーツ愛好者が増えてきている。大津市でもスケートパークなど中高生が利用できる活動の場を整備し、中高生が周囲に迷惑をかけずに、安心してのびのびと過ごせる居場所が保障できるよう、検討すべきである。

(3)格差と貧困をなくす社会保障の充実を

①申請権の保障など市民の立場にたった生活保護行政を

生活保護の相談があっても申請を受け付けない、現に保護を受給している人に辞退を強要するなど、連続して餓死者を出した北九州市の生活保護行政に対して社会的批判が集中したが、セーフティネットとしての生活保護制度の充実、格差と貧困の広がる中で重要性を増している。

大津市の生活保護行政は、民間団体などとも連携してホームレスの自立支援活動などに取り組み、一定の役割を果たしてきたが、保護申請時の相談の中で、「兄弟や子どもの扶養を求めること」「別れた夫の養育費を請求してから」など、本来、申請後の調査で確認すべきことを理由として、申請がすぐに受け付けられないなどの状況もある。

また、生活保護を受給していることが悪いことのようにケースワーカーに言われるなどの苦情も寄せられている。

生活保護行政のあり方が問われているこの機会に、国がこれまで進めてきた「行き過ぎた適正化」を是正し、市民の申請権を保障した対応や、被保護者の人権を尊重した対応を求めるものである。

また、そのためにも、ケースワーカーの労働条件の改善や研修体制の強化、全庁的な貧困問題の解決への取り組みなどを強化すること。

②生活保護の制度改悪を中止し改善を行うこと

母子加算の廃止など国の制度改悪に反対するとともに、高齢者加算なども復活するよう働きかけること。

リバースモーゲージ制度の導入とその具体化については、高齢者の生活保護を受ける権利を制限するものとならないよう、本人の意向を尊重した対応とすべきである。

また、この制度に伴うリスク、たとえば金利の上昇や地価の下落、本人の長生きなどによる売却損などについて、本人に不利益とならないよう、慎重な検討を行うこと。

全国市長会などの新たなセーフティネットの提案については、生活保護制度を国の統一的な制度として、国庫負担を堅持して運営するという点については理解できる点もあるが、「適正化」という名目で、生活保護の受給期間を生涯にわたって 5 年限りとすることや、高齢者へのケースワークを行わないことなど、生存権保障を弱めることについては問題があるので、これについては改善の問題提起をすること。

病気治療やリハビリなどで病院へ通院するための移送費は、無条件で認めるべきである。また、認められても 2 か月間は立替払いをしなければならないことなどは、実情にあわせて改善すべきである。

③ホームレス自立支援対策を強化する

ホームレスの自立支援法ができて 5 年たつが、実態調査や生活保護の適用、就労支援など部分的な対応は行われているものの、抜本的な解決に向けての取り組みは、依然として立ち遅れている。

大津市でも、生活保護の適用などによる自立への取り組みが前進してきたが、法に基づく自立支援計画の策定、住所用件を保護適用の条件としないことや、一時保護のための施設整備、就労支援の相談体制の強化などの、残された課題解決のための取り組みを強めるべきである。

④貧困問題解決への本格的な取り組みを

安全で安心な地域社会をつくっていくためにも、今日の貧困問題の解決は、重要な意味を持っている。公共料金や税の滞納などに表れる多重債務者への解決を支援する庁内外のネットワークをつくることや、相談窓口の設置、支援をする職員の研修など、多重債務と生活再建への支援を強化する必要がある。（消費生活センターと再掲）

今日、所得がない人でも介護保険や国民健康保険などの賦課が行われているが、これは生存権の侵害と言わなければならない。市として、「最低生活の保障に関する条例」（仮称）などを制定し、生計費に対する課税、保険料賦課などを行わないよう定めるべきである。

また、市として、市民の生活再建や自立支援のための無利子・無担保の生活資金の貸し付けを行うとともに、現在の社協で行っている制度を抜本的に改善して、誰もが使いやすい制度として実施すること。

【健康保険部】

(1)命と健康を守る健康保険の運営を

①高すぎる国民健康保険料の引き下げ、減免の充実を

後期高齢者医療制度の発足以降も、大津市の国保料は引き続き県下で 2 番目に高い国保料となっ

ており、滞納世帯も引き続き 10 数パーセントを占めている。

高すぎる国保料を 1 人 1 万円引き下げ、誰もが払える保険料にすること。

また、生活保護基準の 1.2 倍など、合理的な基準を設けて、低所得者に対する保険料の減免を行うこと。

来年 4 月から、70 歳から 74 歳の高齢者の医療費負担が 1 割から 2 割へ、2 倍に引き上げられるが、このような負担増も、年金を支えに生活する高齢者にとって耐えがたい痛みを押しつけるもので、中止を国に求めるべきである。

また、65 歳からの、高齢者の国民健康保険料の年金天引きも、低年金者の生活を切り縮めるものであり、実施すべきではない。

②保険証の取り上げをやめ、短期証も郵送交付を行うこと

長期未納者に対する保険証の取り上げ（資格証発行）や、短期証の発行による保険証の未交付が、全国的に大きな問題となっており、保険証を受け取れないために、手遅れになり命を落とすケースが後を絶たない。厚生労働省が行った調査で、親の滞納によって保険証を受け取れない児童が、全国で 3 万人に達していることが明らかになった。大津市では、このような事例はないとされているが、健康に暮らす権利は基本的人権であり、最低生活費を削り込むような保険料賦課は、本来人権侵害であり、その上滞納を理由として医療からも排除する保険証の取り上げは、二重の意味での人権侵害と言わなければならない。

資格証の発行をやめ、短期証についても郵送交付を行うべきである。

③安心して医療を受けられるよう窓口負担の減免を

最近の医療改悪による窓口負担の増大は、低所得者にとって、さらに医療機関を遠ざけるものとなっている。所得によって医療を受ける権利を制限することは許されない。

- 国民健康保険法第 44 条に明記されている窓口減免を実施すること。
- そのための申請用紙を、各医療機関に配置するなど周知徹底を行うとともに、被保険者にも知らせること。

中核市に移行すれば、市が許認可の権限を持つことになる無料低額診療事業について、政府は、小池晃国会議員の質問趣意書に対して「低所得者等に対する必要な医療を確保する上で重要」と、事業の重要性を認める答弁書を 10 月 7 日に閣議決定。答弁書では、事業の抑制を打ち出した 2001 年の通知について、「届出の不受理を求めるものではない」と明記。基準を満たした医療機関から届け出があれば「いずれも受理されるべきもの」としている。

- 大津市として、低所得者の医療受給権を保障するために、無料低額診療事業制度の適用を進めること。

④後期高齢者医療制度の中止を国に働きかけること

本年 4 月から実施された後期高齢者医療制度は、75 歳という年齢だけで一方的に高齢者を囲い込んで、国民から分断する差別的な制度として国民的な怒りをかっている。これまで繰り返し医療費負担を増やしてきた高齢者に、さらに過酷な負担を押しつけ、その上 2 年ごとに見直し、値上げを行い、年金からいやおうなしに天引きするという仕方は、体の弱くなった高齢者にとって無慈悲極

まる制度である。政府はまやかしの「7割の人が安くなった」などと宣伝しているが事実と異なる。しかもこの制度では、保険料を払えないものは保険証の取り上げが規定されており、現在国保で、高齢者や有病者などの保険証取り上げを禁じていることから考えても、生存権すら否定する暴挙と言わなければならない。

また、受けられる医療も定額報酬制度を持ち込むなど、必要十分な医療を受けられなくする差別的な医療を持ち込むものとなっている。こうした数々の根本的欠陥を持った後期高齢者医療制度は、すでに参議院において廃止法案が可決されていることから、即刻中止・凍結をするよう国に働きかけるべきである。

⑤後期高齢者医療制度の当面必要な改善を図ること

後期高齢者医療制度は廃止するしかないが、当面高齢者の負担を増やさないう、県・市で連携・共同して必要な手立てを講じるべきである。

- 特に、低所得者に対しては、保険料の減免措置を設け、払えない世帯に対する保険証の取り上げは行わないこと。
- 健診制度の改悪をやめ、後期高齢者についても人間ドック補助を実施すること。
- 保険者ごとに医療費の削減を競わせる特定健診・特定保健指導制度は、「早期発見・早期治療」を目的とする本来の健診制度をゆがめるものであり、このような枠組みは撤回すべきである。当面、特定健診の中で、従来眼底検査などもあわせて実施し、総合的な保健事業として取り組みを行うこと。
- また、後期高齢者医療制度の実施に伴い、75歳以上の高齢者は今まで行われていた市独自の人間ドックへの補助が廃止されている。他市の例にもあるように、独自の制度を創設して補助を行うべきである。

(2)社会で支える介護へ介護保険制度の改善を

①必要とする人に必要な介護の保障を

介護保険制度の見直しが行われているが、2006年度改悪で必要とする人が必要な介護を受けられない状況が起こっている。これらは、軽度者への介護を制限するとともに、介護報酬の引き下げなどが行われたためである。相次ぐ報酬の引き下げは、小規模の介護事業者の経営を困難に追い込み、介護に携わる労働者の条件切り下げとなって離職率は20%を超え、介護・福祉の専門学校は定員割れとなり、介護保険制度そのものの存立基盤が破壊されようとしている。

- 軽度の介護者への利用規制をやめ、診療報酬を実情に見合ったものに改定するよう、国に求めること。
- また、現状を改善するために、他の要支援対象者に対しても、市の独自制度の創設・適用などを図ること。
- 介護保険の運用面で、同居の家族がいる場合に、訪問介護が受けにくくなるなどの問題が起こっているが、介護を社会全体で支えるという介護保険制度の趣旨にも反することであり、介護保険の利用に制限を加えないよう事業運営を行うこと。

②介護保険料・利用料の負担軽減を

高すぎる介護保険料の負担が払いきれない高齢者が増えているが、生活費への賦課はそもそも生

存権を侵害するものであり、住民税非課税者は免除するなどの措置が必要である。

- 来年度介護保険料の見直しが行われるが、介護報酬の改定や、介護施設・基盤整備の充実などが保険料にはね返らないよう、国庫負担を5割に引き上げるよう求めること。

家族介護の問題は依然として深刻である。介護を理由とした退職は年間14万件にも及び、負担を苦しめた心中事件などが後を絶たない。また、十分な介護が受けられないまま孤独死するケースも発生している。利用料負担が重すぎるために、利用をためらう人も多い。

- 安心して介護サービスを利用できるよう、利用料についても生活実態に応じた減免制度を創設すること。
- また、介護保険で上限を超えた人についても、必要な人については市独自の補助制度をつくるなど対応をすること。

2005年から導入されたホテルコストの負担の問題では、個室の利用料が高いために施設をやめざるを得ない人がいたり、比較的安い大部屋を希望する人が殺到して、いつまで待っても入所できない人が増えている。福祉サービスの利用に、このような格差を持ち込むことは許されない。ホテルコストを保険給付対象に戻すこと。

- この部分への公的支援を強めるよう国に求めるとともに、市としての独自の支援を行うこと。

高齢者小規模住宅改造経費補助事業について、住民税非課税世帯などについては全額補助にするなど、負担の軽減を図ること

③くらしを支える地域包括支援センターの充実を

市内7カ所の包括支援センターは、高齢者を地域で支える重要な役割を果たしており、引き続き直営で運営を行うこと。

現在のチーム数では多様な相談活動などを行ったり、介護予防プランの作成などで多忙を極めており、包括支援センターの充実が大きな課題となっている。人材の確保と体制の強化を図ること。

④特別養護老人ホームなど介護基盤の整備を進めること

特別養護老人ホームの待機者は、すでに1500人を超えており、公的保険制度を掲げながら、必要な施設介護などが保障されない現状は、一刻も早く改める必要がある。

- 次期計画の中に十分な定数を位置づけて推進を図ること。
- 国による療養型病床群の削減については、医療関係者をはじめ、介護現場からも大きな反対の声が上がっており、市としても削減に反対すること。
- 施設整備交付金の改悪などの問題はありますが、特別養護老人ホーム・小規模多機能施設などの介護基盤の整備を推進すること。
- なお、国による「地域介護・福祉空間整備交付金」は、高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）にも使えることとされており、介護保険外でのこのような居住・通所の施設づくりも検討すべきである。

⑤介護保険利用者の「障がい者控除認定書」周知・申請の改善を

先にも述べたように、高齢者の税負担が増えているもとの、収入は増えていないのに、税や介護保険料が引き上げられるという問題が起こっている。このような税負担を少しでも軽くすることができるのが、障がい者控除を受けるための認定書の発行である。

大津市による要介護認定者に対する「障がい者控除認定書」の発行件数は、その対象者の2%にも満たない状況である。要介護者と家族への周知徹底を図り、各支所や介護事業所などに申請書を置いたり、介護認定時や介護保険料通知時に同封することなど、利用しやすい制度とすること。

(3)地域での福祉・保健医療制度の充実を

①健康・福祉・医療を一体的に取り組む、保健所のスムーズな運営を

中核市となって保健所を運営することは、健診や予防衛生・医療などに一体的に取り組む体制がとれることが、大きなメリットになると考えられる。

- 市民病院をはじめ健康推進課、各種福祉部門との連携を強めて市民サービスを充実するためにも、必要な人材の確保や研修などに取り組むこと。
- とりわけ、精神障がい者の保健・医療・福祉の連携を行い、施策の前進を図ること。
- また、今日問題となっている食品衛生の面でも、必要な検査体制の確保や適切な指導が行えるよう、スムーズな権限委譲を行うこと。

②社会保険滋賀病院の公的病院としての存続を国に求めること

社会保険滋賀病院については、市内における公的病院として、地域住民の医療サービス提供に大きな役割を果たしてきたが、社会保険庁民営化の中で民間への移行が予定されている。市民病院や日赤などとともに、市内の公的医療を担ってきた同病院の存続を国に求めるとともに、地域医療のネットワークを進めるための連携を強めること。

③高齢者無料パス制度の創設を

近畿の県庁所在都市・中核市のほとんどが実施している、高齢者の無料パス制度を実施すること。

高齢者の生き甲斐を応援し、健康を増進するだけでなく、公共交通の活性化、公共施設利用の促進など、総合的な効果をもたらすものとして検討を行うこと。

【市民病院】

(1)地域医療を守るために、国の医療費抑制策の改善を

昨年（2007年）12月に政府が示した公立病院改革ガイドラインは、公立病院の採算面を一面的に評価して、地域からの撤退や民営化などを図ろうとするもので、国民の良い医療を受ける権利、安心できる地域医療を突き崩すものとなっている。今日、公立病院の約7割が赤字経営とされているのは、地域の中で不採算医療を担い、住民の命と健康を支えているためであり、医療費の連続的な削減で診療報酬を切り下げるなどしてきた、国の施策によるものである。日本医師会もこれ以上の医療費削減に反対するなど、日本の医療・地域医療を守る方向を打ち出している。

市として医療費抑制や医療制度の改悪に反対するとともに、国民皆保険制度の維持、混合診療の規制など、市民が安心できる医療の確保へ、国に働きかけるよう求めるものである。

(2)公的病院として、市の独自の支援強化を

経営健全化措置に基づく取り組みによって累積欠損は基本的に解消されたが、国の診療報酬引き下げや医師不足の問題などにより、市民病院の経営は引き続き困難が予想される。公営企業会計の全部適用が方針とされているが、公共的役割に基づく市民への医療サービスの提供は、採算性によって左右されてはならないものである。

- 市民に対しては、施設建設の元利償還の負担なども含めて赤字の原因を分かりやすく公開して、市民納得の上で一般会計からの繰り入れを増額し、公的病院経営を守ること。
- また、国に対しては補助金の増額を強く求めること。
- 基準看護体制の見直しによる報酬の確保や、先進機器の導入による医療の質の向上などの工夫も行われているが、これらの機能強化のための費用についても、一定の繰り入れを行って、病院機能の向上を図ること。
- 看護師養成に大きな役割を果たしている付属看護学校への繰り入れを元に戻すなど、市民の命と健康を守る、地域の中核的な病院として発展できるよう財政支援を行うこと。

(3)患者負担の軽減・安心できる医療への取り組みを

市民病院では赤字解消の一環として、初診料や妊産婦検診料、個室料や遺体処置料の値上げなどが相次いで行われてきた。医療費の自己負担の増大とともに、これらの負担増が健康に不安を抱える市民にとりわけ大きな痛みとなっている。

- 治療方針としての個室料の徴収はしないよう徹底するとともに、当面、これ以上の値上げは凍結すること。
- また、大きな負担となっている薬剤費については、患者負担の軽減、患者本位の治療・投薬を行うために、ジェネリック薬剤への切り替えを病院あげて行うとともに、病診連携の中でも普及への取り組みを強めること。
- また、整形などで使用する補装具などについても、一時的に使用するものについては、レンタル制度を導入するなど、負担軽減のための改善を図ること。
- 入院の短期化や、他の地域医療機関や介護との連携、福祉的ニーズを伴う患者への対応など、地域医療課が果たすべき役割はいっそう大きくなっている。このような機能を十分果たすための MSW（医療ソーシャルワーカー）などの体制を充実させるべきである。

特に、小児科診療体制の充実や女性外来の設置など、診療体制の充実を図ること。

(4)医師不足・看護師不足の解消へ、条件整備を

大津市民病院のいくつかの診療科では、過重負担による長時間勤務の問題が起こっており、医師不足の解消は、大津市民病院でも焦眉の課題となっている。また、県下でも産科や小児科などの医師不足が、地域医療の崩壊を招いている。

これは医療費適正化と称して、閣議決定まで行って大学医学部定員の削減が行われてきたためである。その結果、日本の臨床医数は人口 10 万人あたりで 200 人（アメリカ：240 人、ドイツ：340 人、イタリア：420 人）、OECD 加盟 30 カ国中 27 位と立ち遅れ、深刻な医師不足が引き起こされてきた。厚労省は「偏在が問題」だと言って対応を怠ってきたが、この間、医師会をはじめとして国民の批判の中で、絶対数の不足を認めざるをえなくなった。

国に対して、早急に大学医学部の定員を抜本的に増やして医師不足の解消に真剣に取り組むこと

とあわせて、当面、医師の養成は短期間になせるものでないことから、小児科や産婦人科などの診療報酬を引き上げ、医師の待遇改善を行い、これらの診療科の維持・増設を図り、十分な医療が提供できるように強く求めるべきである。

同時に、看護師不足も大きな問題である。看護師の養成や働き続けることができるように、市民病院の看護学校での修学資金の貸付制度を復活することや、院内保育所への助成充実など、積極的な対策を進めること。

医療事故根絶のために、多忙化の解消を図り、研修制度の充実などを図ること。

また、医療事故の原因を客観的に究明する第三者機関、幅広い医療事故に対応する、無過失補償制度の創設を求める。

【産業観光部】

(1)原油や原材料の高騰のもとで、くらしと営業を守る

総務省自治行政局の特別措置制度などを活用した、営業支援策などを行うこと。

中小企業と農漁民の実態を調査し、全国で行われている、特別交付税を活用したクリーニング店や銭湯、燃料などへの補助制度を創設すること。

政府や県に対して、住民の暮らしと営業を守るいっそうの緊急対策を求めるとともに、投機資金の国際原油市場への無秩序な流入を規制する国際的な措置についても、要請・申し入れること。

(2)地域の雇用を守る取り組みを強化すること

①解雇・リストラの規制で地域の雇用を守る

今年に入ってから消費不況、金融危機のもとで、不安定労働者などの大量の解雇が行われている。

- 国や関係機関と共に、大企業などが雇用の確保を図るよう申し入れること。
- また、道路や公園清掃などをはじめとして、緊急雇用的な事業への、国の財政支援を求めるとともに、大津市独自での取り組みを進めること。
- 働く場所を確保するために、継続雇用している派遣労働者などを正規社員として雇用するよう、企業に対して積極的に働きかけるとともに、市内の中小企業に対して雇用対策緊急支援を制度化するなど、特別の支援対策を講じること。
- また、派遣法の日雇い派遣禁止、労働者保護法制定を国に働きかけること。

②雇用や地域経済振興に役立つ企業立地促進へ

昨年（2007年）から始めた企業立地促進条例に基づく補助制度は、雇用の拡大や地域経済への貢献などの明確な指針や裏付けが行われていない。また、大規模工場への支援についても、リストラが行われた場合や、建物の除却や建替えなどについての規定も盛り込まれていない。このような問題のある補助制度は中止し、新規の正規雇用を拡大した企業や事業への補助制度など、雇用や地域経済に配慮した促進策へと切りかえるべきである。

③シルバー人材センターの事業への支援を

シルバー人材センターへの仕事の減少傾向が続いている。高齢者の生きがい、生活支援として果たしている役割の重要性から、仕事の確保や技能習得への支援など、公的にいっそうの支援策を講

ずること。

(3)地域経済の担い手、中小商工業者への支援強化を

①中小企業振興条例の制定と住宅リフォーム制度の実施を

地域経済の主役となっている中小企業振興の理念と施策の柱を明らかにした中小企業振興条例を制定して、中小企業の実態調査をはじめ、経営に立ち入った技術指導や経営指導を行う体制を整えること。

中小建設事業者の受注を拡大するために、住宅リフォーム助成制度を復活し、より使いやすいものにするため、年間通じて受付を行うこと。

一般リフォーム事業も対象とするとともに、地域通貨による波及効果を検討するなど、条件を改善すること。

②小口簡易融資制度の充実と改善を図ること

景気の冷え込みとともに、大手金融機関による貸し渋りや貸しはがしなどが増加しており、昨年(2007年)1年間、全国で2兆7千億円もの融資残高の減少がもたらされている。

金融機関への公的資金の注入には問題があるが、中小業者への融資が増えるように規制・指導を行うよう、政府に求めるべきである。

中小企業への資金繰り対策として、小口簡易融資制度を使いやすいものとするため、据え置き期間の延長や、返済猶予・期間の延長を図るなど、今日の経済情勢を踏まえた柔軟な対応を行うこと。

③商店街空き店舗対策への支援強化を

商店街は、車で買い物に行けない高齢者や子どもたちの買い物の場として、必要不可欠な社会的資源である。

- 商店街の公共的な役割を生かすため、不足している業種を空き店舗に誘致するなどの支援策を、住民参加で進めること。
- 大津市内の商店街はそれぞれ、地域の特色を持った町並みを形成しているが、大津百町などの歴史的背景を持った商店街では、町屋を保存することで、町並み全体を博物館として観光客を受け入れたり、伝統工芸品などを普及する場として発展させるなど、住民のアイデアなどを生かした振興策への助成を検討すること。

④大型店出店に地域貢献や商業調整などの規制を

イオンやフォレオ、ピエリなどの大型店出店には、その経営規模に見合った地域経済への責任が果たせるよう、地元商店街と共存できるような商業調整、交通や住環境の保全のための負担を求めするなど、大型店舗規制の独自条例をつくるよう県に求めること。

また、大型店の出店、増床、営業時間延長などで影響を受けている商店街に対して、小売商業調整特別措置法に基づく調整の活用で、可能な支援を行うこと。

(4)安全な食料等を地域で供給できる農林水産業の振興を

①農産物輸入自由化にストップをかけ、地産地消による食糧自給率の向上を

大津市農業委員会が行った、青年農業者、農業組合役員などを対象とした「農業施策に関する意識

調査」にも示されているように、地産地消と食農教育で食料自給率の向上をめざすことが課題となっている。すでに食料自給率 40%を切り、さらに 18%しかない大津市においては重要な課題である。

- 食文化の継承、地域の交流など様々な効果の発揮とともに、次世代への普及・定着につながるよう、地産地消に努めること。
- 水田経営所得安定対策を中止し、やりたい人、続けたい人に担い手として支援すること。（すべての農家を支援の対象に）
- 専業・兼業農家への支援、「集落営農」の推進とともに、「特産野菜・果樹」などの価格保障と所得保障を国に求めること。
- 大津市での食糧自給率向上の対策として、米粉用の米や、飼料米の作付け奨励を行うこと。
- また、米粉の利用拡大を図るため、米粉製粉機の補助を行い、学校給食に米粉パンを積極的に取り入れること。

②食料の安全確保対策の強化を

食品の産地偽装・品質の偽装、メラミンの混入、汚染米など消費者の安心を脅かす事態に対し、安全な食を求める声が高まっている。

- 中核市移行により保健所業務を請け負う本市として、食の安全を確保する検査体制の充実や改善を、国に求めること。
- たびたび違反牛肉が輸入されているアメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、BSE 検査の助成の継続とともに、ミニマムアクセス米の「義務的」輸入の中止を、国に求めること。

③農地課税の軽減を

農地に対する課税を軽減するために、実態調査を行い、標準小作料を上回る固定資産税を減額するなどの規定を整備すること。

また、地域特産物の振興策を充実させるとともに、市民農園・体験農園等の拡大、直売・交流施設の整備などを図ること。

また、現在、農業協同組合又は営農集団など団体にのみ交付している鳥獣害防止の柵への補助を、個人にも拡大すること。

④地元材の利用に助成制度を実施して、森林資源の有効活用をおしすすめること。

【環境部】

(1)ゼロウェイストのまちづくりへー本格的なゴミ減量を

従来型の焼却中心のゴミ処理から、本格的なゴミ減量・リサイクルへと、ゴミゼロの目標などを立てて取り組むこと。

そのためにも、拡大生産者責任の徹底を国に求め、大量廃棄・大量焼却を前提とした、新たな焼却施設の建設を見直し、環境や安全を守ること。

市民生活を圧迫し、家庭ゴミ全般の有料化に道を開く大型ゴミの有料化は見直すこと。

また、大型ゴミの戸別収集に関して、再資源化に役立つトラック収集や、ストックヤードの整備などを検討し、大型ゴミについても本格的なリサイクルの仕組みづくりに取り組むこと。

プラスチック容器包装リサイクルについては、収集回数を増やして、リサイクル量を増加させる

ために、技術的な検討や、市民への洗浄の協力などに取り組むこと。

(2)家庭系ゴミの有料化中止を

新行革プランでは、家庭系ゴミの有料化を打ち出しているが、市民生活の中から必然的に出されるゴミ処理は、税負担で処理されるべきものであり、有料化は税金の 2 重取りとも言うべきものである。ゴミ減量を進めるためにも、拡大生産者責任を徹底するよう国に求め、業界などの責任でリサイクルの推進を図るべきである。

(3)市民共同で動物愛護の推進を

動物保護管理センターについては、従来型の施設ではなく、ペットの飼育方法やマナーなどの啓発を中心として、動物の生存率を高めるものとして整備方向を検討すること。

また、建設・事業・運営については、地域住民との市民協同に努めること。

(4)市民本位の産業廃棄物行政の推進を

①産業廃棄物不法投棄・環境保全対策について

中核市移行に伴い、産業廃棄物に関する業務が県から移譲されることとなる。産廃問題解決には、排出事業者の責任強化が不可欠である。

特に、和辻中地先の産廃不法投棄や下々谷での産廃埋め込みなど、その撤去を指導すること。

また、市内各地の不法投棄防止のためのパトロールの強化、摘発の強化を図るとともに、残土投棄などへの実効性のある取り組みのために、旧志賀町域で行っている「大津市土砂等による土地の埋め立て等の規則に関する条例」による規制を、大津市でも行うこと。

和邇北浜の民間の産廃処理場に見られるような、他都市からの産業廃棄物の流入を規制するなど、本市独自の条例を制定すること。

②大津市産業廃棄物処理公社の運営について

事業の終息が予定されている産廃公社の運営については、最終的な市財政負担が極力少なくなるように、排出者責任の徹底で採算を改善させること。

また、大石中町の最終処分場の地球温暖化防止緑地整備のような、ムダづかいは行わないこと。

(5)地域環境整備事業の見直しを

地域環境整備事業については、今日の自治体の財政状況や市民感情から考えて、個人施策の見直しや「迷惑料」的な自治会への報奨金など、他地域との均衡を失する対策を改めること。

地域の環境整備や地域振興など、一般施策の中での事業へと移行させること。

(6)地球温暖化防止、琵琶湖と環境保全の取り組みを

①アジェンダ 21 など地球温暖化防止のための対策を

温暖化ガス排出削減目標達成のため、大きな比重を占めている産業界への温暖化ガス排出削減量割り当てをするよう、政府に働きかけること。

新たに策定する「第二次アジェンダ 21 おおつ」では具体的な中期目標を掲げ、自然エネルギー利用などの「低炭素社会の実現」に重点を置くこと。

太陽光発電パネルの設置、風力発電や小水力発電など、市民の発電活動に対する補助を行うこと。

②琵琶湖の水質改善のために

琵琶湖の富栄養化の大きな要素となっている森林の荒廃を防ぐために、間伐材の積極活用や、木質バイオマスの利用を進めること。

農業排水の再利用の仕組みをつくることや、河川の自然護岸の回復など、必要な指針を設けて水質改善の取り組みを進めること。

企業などの事業系排水については、環境負荷物質の総量規制を行うこと。

【建設部】

(1)どこでも住み続けられる街へ、公共交通の充実を

高齢化社会の進行・地球温暖化防止など、ますます公共交通の整備が重要な課題になっている。

- 市内の基幹的な公共交通である京阪電車を利用しやすくするために、条件整備や利用に支援を行うとともに、バス路線の計画的な整備を進め、必要な路線には助成を行うよう検討すること。
- また、主要な団地や駅・病院などを巡回するバス路線の開発、コミュニティバスの運行やオンデマンドタクシーの活用などを、住民・事業者と協力して行政としても進めること。
- 自転車用道路、通行帯の整備、駐輪場の整備など、環境に優しい交通手段の利用促進策を図ること。
- 不足している大津駅・石山駅などの駐輪場の整備を促進するとともに、用地は JR 等鉄道事業者にその負担を求めること。

(2)下水道使用料の値上げを中止すること

下水道事業について、国は汚水の資本費の全額を使用料負担とするよう指導しているが、多額の市民負担となるものであり、経費の負担区分は、用地費や建設費については公費で、維持管理費については使用料で負担するという区分に変更すること。

市民負担を増大させる下水道使用料の改定を行わないこと。

合流式改善、老朽施設の更新・耐震化や下水道の管渠の整備については、必要性和財政の両面から厳密に検討し、過大にならないよう不要不急の投資を抑制すること。

下水道汚泥については、多額の費用を必要とする焼却施設の建設ではなく、コンポスト化や消化ガス発電など、資源の有効活用などのリサイクルの促進、省力化の実施に向けた検討をすること。

(3)道路、鉄道などのバリアフリー化を

新たにバリアフリー新法が制定され、公共施設などのエレベーターの設置などが義務づけられた。

- 基準に該当しないとして残されている旧志賀町域の JR 駅についても、年次的に設置できるよう取り組みを進めること。
- また、これに対する国や県の補助が行われるよう働きかけること。
- 膳所駅については、利用者の安全と利便性の確保、バリアフリー化の検討・促進を図ること。
- また、早期着工に向けて、地元や利用者の声も反映しながら、JR の事業者としての責務を果たすことを求めて努力すること。

(4)生活道路の整備促進と通過交通対策について

大津市独自の生活道路整備基準を持って、幹線道路整備は緊急度の高いものに絞り込み、街並み側溝事業などのような、生活道路の改修は予算を増額すること。

この間、道路管理瑕疵での補償の件数が増加している。市内道路のパトロールや小規模の道路補修について、早期に対応できるように改善すること。

志賀地域で行われていた、私道での生活道路の陥没等についての砂利などの現物支給を、引き続いて行うこと。

また、市内の幹線道路の整備について、国や県に要望すること。

特に、浜大津港口交差点の改良、国道 1 号線の改良、近江大橋・琵琶湖大橋の無料化や途中トンネルの無料化を促進すること。

(5)大戸川ダム建設中止、淀川水系の事業見直しについて

新しい河川法の理念に基づき国土交通省自身が設置した淀川水系流域委員会が、流域住民の安全を確保するためにも、ダムではなくて、堤防改修などが有効と指摘している。大戸川ダムなどムダな公共事業は中止し、河川堤防の補強、河床の浚渫など、環境保全の立場で、河川整備事業の見直しを求めること。

大津放水路事業の効果の再検討を行うとともに、計画対象地域での市街地河川の改修を早急に進めること。

特に、国の補助基準に載らない小規模改修を柔軟に進めること。

(6)認定団地の環境改善を

志賀地域の認定団地については、当面この制度を継続することとしているが、将来的な制度の見直しの基準作りを進めるとともに、道路や側溝、交通安全施設など必要な維持・改修などについては、支援を行うようにすること。

【都市計画部】

(1)サイエンスパークの残区域の土地購入は行わないこと

伊香立サイエンスパークの残区域については、事業計画が確定しないうちに用地取得が先に決まるという不正常的なものであり、地域住民からも批判が上がっている。まして市の財政が厳しいときに、このような土地を買い取ることはムダづかいであり、絶対にすべきではない。

この地域の振興策については、事業主体である UR（都市再生機構）や県の責任で計画を抜本的に見直し、有効な活用方向を住民と共に検討すること。

また、現行の区画整理地域についても、市が安易な土地の引き取りや補填などを行うことがないよう。責任の所在を明確にすること。

(2)歴史と自然を生かす景観保全の推進を

①市街地全域での高さ規制の実施を

景観形成条例に基づく地域ごとの計画づくりにおいては、景観保全を基本として取り組むとともに、商業地域も含む市街地全域に、景観保全のための高度地区の指定を具体化して、乱開発を防ぐこと。

特に、湖岸周辺へのマンション建設など高層建築物が目立ってきているが、50 年後、100 年後を見通して、史跡や寺社・都市公園など一定の場所からの琵琶湖の景観を保全するため、階段状に標高で規制を行うなど、高さ規制などに踏み切るべきである。

②市民にわかりやすい屋外広告物行政の推進を

中核市移行にともない、屋外広告物事務権限の委譲を受け、大津市の歴史的良好的な景観を保全するとともに、公衆に対する危害を防止するための事業推進に必要な体制を早期に確立し、市民にわかりやすい規制・誘導を行うこと。

(3)住民が主人公のまちづくりを

①住民本位のまちづくり条例を

まちづくりを住民が主役で進めるために、自治会などを単位とする住民団体がその地域のまちづくりの基本計画を定め、これを市や事業者が尊重することを義務づける、住民本位の「まちづくり条例」の制定を行うこと。

②区画整理や再開発の住民本位の見直しを

雄琴駅土地区画整理事業の教訓を踏まえ、当面、堅田駅西口土地区画整理事業については、住民合意を基本に、必要最小限の道路整備から事業化を検討すること。

また、大津駅西口土地区画整理事業や、それに伴う再開発事業についても、安易に大津市が補填をしたり、床の買い取りをするなど負担を増やすことのないよう、慎重な対応を行うこと。

(4)安心して住み続けられる公共住宅を

①市営住宅の整備促進を

穴太団地に続き、石山団地の建替えを促進すること。

また、市営住宅の改善として、人間らしい生活を保障するための各戸の部屋の拡幅、トイレの改修、階段式住宅へのエレベーター設置、風呂のない住宅への風呂の設置、駐車場の整備を計画的に進めること。

高齢者世帯・単身高齢者の増加に対応して、市営住宅の低層階への高齢者入居を可能にするために、バリアフリー化等の改修を促進すること。

中心市街地での市営住宅の建設を進めること。

また、高齢者や若い世帯などへ民間賃貸住宅の家賃補助を行うこと。

②雇用促進住宅入居者の転居対策について

雇用促進住宅の廃止による入居者の退去については、雇用・能力開発機構が退去期限の延長など若干柔軟な対応をしているものの、廃止の基本方針は変わっていない。

公共的住宅としての雇用促進住宅の存続を求めるとともに、入居者の転居対策については、その意向を尊重するなど必要な対策を講じるよう、国に求めること。

(5)民間住宅の安心・安全確保を

①住居の安全確保へ建築確認制度の改善を

建築物の耐震基準を抜本的に引き上げること、民間の建築確認機構は非営利団体とし、自治体の委託によって確認検査を行うようにすること。自治体でこれらを指導・監督できる人材の確保・養成をできるよう、制度の抜本的な改善を国に求めるべきである。

また、もうけ本位の民間まかせの住宅政策を改善し、住まいは人権の立場で、チェック体制を確立するとともに、住宅購入者の生活を守るために「瑕疵保証責任」制度の充実を図るべきである。相談窓口を設けるなど、自治体として可能な支援体制をつくること。

②住宅耐震診断・改修への支援強化を

琵琶湖西岸断層帯の地震予測や被害想定を発表後、毎年のように国内外で発生している大地震に、市民の耐震改修等への関心が高まっている。民間建築物の耐震化に向けて、無料診断員の派遣など耐震診断については、不十分ながら前進してきているが、耐震改修については毎年数件の補助利用にとどまっている。建築士会や関係団体とも協議を進め、耐震補強に重点を置いた事業推進について検討を進めること。

【教育委員会】

(1)教育施設の耐震化や整備・改修の促進を

①学校施設の耐震化、施設改修の促進を

市民をあげて早期の学校施設耐震化の着手・完了が望まれているが、市内小・中学校の体育館については、1校を残し耐震化が図られてきたところである。校舎については国の財政措置を活用して、対象となる35校148棟の耐震化計画が進められる。これらの校舎のなかには老朽化による異臭を放つトイレや雨漏り、壁のはがれ、廊下や床のきしみ、水回りの不具合など修繕を必要とする箇所も多い。この間、修繕に必要な予算が不十分で放置された状況が続いてきた。

子どもたちが安心・安全の学校生活を送ることができるよう、今般の耐震化を機会に整備できるよう国・県に予算措置を求めるとともに市としても必要な予算を確保すること。

②学校の安全対策の充実を

全国でも子どもたちが被害に遭う事件が依然後を絶たず、登下校時の不審者の出現など、子どもたち・保護者の不安は深刻である。市内の各地域でボランティアやPTAなどの見守り活動も展開されているが、いっそうの安全対策が求められている。

- 学校警備員の各小学校への配置をめざすこと。
- プライバシー保護に配慮しつつ、監視カメラの設置や通報体制の充実など学校の安全対策を図ること。
- 通学路の安全対策のために、学校ごとの改善箇所を明らかにして、年次的に取り組みを進めること。

③計画的にマンモス校の解消の推進を

堅田や瀬田地域など人口急増に伴うマンモス校の解消は、大きな課題である。特別教室の共用やプール・グラウンド使用の過密化など子どもたちの教育条件においても大きな影響を及ぼしている。

- 今後も開発により、さらに児童・生徒が増える見込みの地域もあり、子どもたちの教育条件の整

備の観点から、必要に応じ分離新設・増設の計画を立てること。

- また、増築にあたっては、水回り施設など学校生活に必要な設備を行うこと。
- 瀬田地域では児童・生徒の増加状況から学校の新設が必要である。また、従来から地域住民や保護者の要望が出されている堅田小学校については、早期に分離新設の計画を立てるべきである。

④学校図書館の充実を

子どもたちが気軽に身近に本と親しむ機会を増やすためにも、この間、計画的に学校図書館の蔵書数を増やしてきているが、豊かな読書活動に必要な蔵書には足りない。

- 段階的に蔵書目標を引き上げ充実させること。
- 各校に専任の学校司書を配置し、子どもたちの読書活動が有効に行われるように支援を強めたり、図書館の書架・机・照明などの読書環境の整備を、計画的に行うこと。

(2)競争教育を改め、どの子にも行き届いた教育を

①全国いっせい学力テストへの不参加を

2007（平成19）年に続き、2008（平成20）年4月も「全国いっせい学力テスト」を実施し、当初文科省は「序列化につながる取り組みが必要」としていたが、今年、各地で順位公表に踏み切る自治体が相次ぐなど、競争をあおっている。競争やテスト対策など、日々の授業がゆがんでしまうような深刻な事態が危惧されている。

結果からも抽出調査で十分であり、百害あって一利なしの「全国いっせい学力テスト」には、大津市として不参加を表明すべきである。

②高校通学区の見直しを

2006（平成18）年度入学から、県教育委員会は高校通学区域を廃止した。大津の高校に県全域から希望者が集中し、大津の子どもたちが地元の高校へ行けなくなったり、学校の序列化・教育格差に拍車をかけることとなっている。

実際の子どもたちや中学校での教科指導・進路指導などへの影響を調査し、改善の課題を明らかにするとともに通学区の復活を県に働きかけること。

(3)公民館などの社会教育施設整備と利用促進について

①公民館等の施設整備と利用について

公民館は学校施設同様災害時の市民の避難場所となっている。老朽化している公民館の施設改修や、設備・備品の計画的な修理を行うこと。

今、全国的に「受益者負担の適正化」と称して、公民館、体育館、文化施設などの使用料を徴収あるいは、引き上げる動きが進んでいる。

「住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する」ことが社会教育施設の目的であり、その使用については無償とし、自主的なサークル活動や市民活動を保障すること。

②図書館の計画的な増設と図書館活動の充実を

大津市では、かつて図書館協議会が市内 8 館構想を策定したが、県都大津として時代にふさわしい図書館の整備・建設計画の策定に取り組むこと。

特に市内中北部、中南部、南部への設置計画を具体化すること。

大津市の図書館行政の現状は、図書購入費や蔵書数、貸し出し冊数などで比較しても県下最低の水準となっている。市立図書館の利用促進を図るために書庫の増設、自転車・自動車駐車場の増設、蔵書の拡大に取り組むこと。

また、図書・資料の充実、普及、啓発のために、図書司書職員の比率を高め、図書行政の向上を図ること。

③市内の重要遺跡や史跡の整備の促進をすること

近江大津京跡、穴太廃寺、近江国庁跡などの整備を促進すること。

史跡は、歴史の生きた教材でもあり、観光資源でもある。保存状況を総点検し、適切な対策を行うとともに情報を市民にも提供し、共有して保存に努めること。

国・県の補助金の削減などにより、文化財などの維持・補修が困難になる事例も見受けられる。予算確保への積極的な取り組みを行うこと。

④歴史博物館・市民会館・伝統芸能館など文化芸術施設の利用促進・企画の普及を

文化芸術や歴史に親しむことのできる施設が多数整備されてきたが、必ずしも利用状況が良いとは言えない。市民参加で企画作りを進めるなど、利用促進を図るとともに、指定管理制度についても見直しを行うこと。

(4)行政の教育現場への介入をやめ、民主主義を守る教育を

教育基本法やそれに続く教育三法の改悪など、国が教育目標を示し、地方教育行政の自主性が弱められるなどの統制が強められようとしているが、教育の原理、教育の基本はあくまでも現行の憲法にある。一人一人の人権と教育・研究の自由、思想・良心の自由を尊重した教育の推進が必要である。

また、沖縄県で問題になったように、まちがった歴史観を持ち込む動きも引き続き執拗に行われており、日本を再び戦争する国にしようとする、このようなやり方を許さない世論を広げるために、教職員や父母、すべての市民が共同することが求められている。教育行政も、地方自治を踏みにじる不当な介入に屈するべきではない。

また、教職員や児童・生徒の内心の自由を踏みにじり、教育現場を国家統制の道具とする「日の丸・君が代」の押しつけも引き続き大きな問題になっている。大津市として、このような強制を行わないことを求める。

(5)子どもの人権を保障する教育活動への支援を

①管理教育をやめ、子どもの人権を尊重する教育を

いじめによる自殺が相次ぐなど、子どもたちを取り巻く状況はきわめて深刻になっている。極度の競争教育のもとで、子どもたちが大きなストレスを抱え、いじめという形で発散したり、不登校に

陥るなど現在のゆがんだ社会や教育制度が、子どもたちを追いやっている。これに対して、管理教育のやり方で、「いじめてはだめ」「いじめたものは厳罰を」という形で上から押さえつけても、事態はいっそう悪化するばかりである。

- 一人一人の人権を大切にする民主的な道徳を育みながら、教師と子どもの人間的な信頼関係を形成しこれを通じて働きかけること。
- 子どもたち自身がいじめを克服していく力を獲得していくことなど、教育の条理に沿った解決のための取り組みが何よりも大切にされなければならない。そのためにも、補助指導教員の配置や少人数学級の推進、教師の多忙化の解消、養護教諭の複数配置、カウンセラーやスーパーバイザーの配置など、教育現場が必要とする条件整備を行うべきである。
- また、不登校児童の受け皿などの整備をいっそう進めていくこと。

②35 人学級の早期実現を

市内小・中学校の全学年で 35 人以下学級の早期実現を図るように、県に要望するとともに、大津市独自に子どもたちが健やかに育つための積極的な取り組みとして、全学年、全学級での少人数学級実現めざし取り組みを検討すること。

県の制度として小学校 1、2、3 年生や中学校 1 年生へと 35 人学級が進められてきたが、2009（平成 21）年度財政健全化プログラムの見直しで、小学校 1 年生の複数指導廃止、中学校での習熟度別など少人数指導の縮小を行うとしている。まだ十分とは言えないが、せめて大津市として維持継続すること。

あわせて、少人数学級や指導による教職員の増員や、教室の不足を解消するなどの条件整備を進めること。

③学校用務員は正規職員の配置を

子どもたちの学校生活を側面的に支え、安全・安心の環境を整備する職務は学校運営に直接関わることから、一部業務を請け負う委託でなく、正規職員を配置すること。

(6)教育費保護者負担の軽減を図ること

①保護者負担の軽減就学奨励費の充実を

所得格差が広がり、保護者の所得・生活水準により、子どもの教育水準に格差が生まれている。義務教育は無償の原則を踏まえ、学級費・PTA 会費などの保護者負担の軽減を図ること。

国の就学奨励費への負担が削減されてきているが、児童生徒の生活実態を踏まえて、どの子ども教育を受ける権利を保障されるよう市独自でも就学奨励費の充実を図ること。

当面存続とされた志賀中学校の対象生徒へ給食の「就学奨励費」の支給を行うこと。

②通学補助の全額支給や通園バスの存続を

教育の機会均等の理念から、交通機関を利用しなければ通学できない小・中学校の児童生徒の通学費補助については、全額補助を行うこと。

また、旧志賀町域の幼稚園の通園バスは、欠かせない交通手段であり、今後も引き続き実施すること。

③学校給食の充実、中学校給食実現を

原油・穀物・原材料の値上げにより燃料や食料品などの値上げが相次ぎ、給食への影響が懸念される。値上げを給食費の引き上げや給食内容の後退に転嫁せず、安全な給食を提供するために大津市として補助を行うこと。

また、「食育基本法」の趣旨を生かし、食材供給は「地産地消」を奨励し、安全で豊かな学校給食へ自校式を視野に入れて改善と充実を図ること。

中学校給食は、全国 8 割の自治体で実施されている。教育の一環としての学校給食の役割、子どもたちの食生活の改善に果たす役割に鑑み、中学校給食を大津市で実施するよう検討を行うこと。当面志賀中学で行われている給食を存続させること。

(7)障がい児教育の充実を図ること

①特別支援教育の充実を図ること

軽度発達障がいを含め、どの子どもにも、ていねいな教育ができるよう支援を行うこと。

特に医療的ケアの必要な子どもについては、看護師の配置を行い、親の介助が当たり前となっている現実を見直し、自治体として教育を受ける権利をしっかりと保障すること。

②大津市南部に養護学校の建設をするよう県に要望すること

草津養護学校や北大津養護学校が満員状況にあり、子どもたちが長距離通学を余儀なくされたり、特別教室をつぶして教室にするなど豊かな教育とは言えない実情がある。

行き届いた教育を進めるためにも、大津市南部への養護学校の新設を早急に県に働きかけること。同時に大津市として、市立養護学校建設についても検討すること。

(8)幼稚園教育の充実を

少子化や地域交流の希薄化などの問題にあわせ、低年齢児からの集団生活を望む声が高まっている。こうした現状から、幼稚園の 3 年保育が広がっており、県下では実施していないのは、本市を含め 2 市のみとなっている。幼稚園の 3 年保育の実施と志賀地域での存続を図ること。

【消防局】

(1)消防力の抜本的な強化を図ること

災害対応の強化・充実のため、消防職員を基準消防力へ近づけるための増員を図ること。とりわけ、消防職員の健康管理のためにも有給休暇などがしっかりととれるように、職員配置にゆとりを持たせるなど検討すること。

(2)自主防災組織等への支援を強化すること

消防団の設備の充実に努めること。自主防災組織、自治会等の防災用機材の補助を充実させること。学区ごとの機材配備のめどを立てて、単位自治会ごとの自主防災組織への補助実施を検討すること。

(3)市町村消防の広域化に反対すること

国の「市町村の消防の広域化の推進」を受けて、滋賀県常備消防広域化検討委員会は、2016 年に

は全県一消防本部体制を提言しているが、スケールメリットより住民の安心・安全を優先し、広域化に反対すること。

【企業局】

(1)水道料金の値上げを行わないこと

原油や穀物価格の高騰に伴い食料品など生活必需品の値上げが相次ぐ中、世界的な金融危機で、市民の暮らしがますます困難になっている。このような状況の中、生活に不可欠な水道料金については、急ぐ必要のない事業の見直しや、耐震化などに対する一般会計からの繰り入れを行って、値上げは行わないこと。

(2)おいしい水の安定供給を継続するために

「結の湖都・水道ビジョン」に基づき、老朽施設の更新・耐震化などの整備を計画しているが、必要最小限度の整備からはじめ、建設改良費の支出を抑えること。

水道事業にかかる高金利の企業債の借り換えができるよう、引き続き国に求めること。

また、簡易水道事業の統合については、地域住民の意向を十分尊重して、一方的に進めることのないようにすること。

(3)ガス料金安定の企業努力を

昨年（2007 年）度ガス料金の引き下げが行われたが、原油高騰のもとで、原材料費調整制度によって、引き続きガス料金が引き上げられている。市民生活を守るガス事業を進めるため、料金の改定については、議会の議決とすべきである。

また、ため込んでいる黒字分は速やかに住民に還元して値下げを行うこと。